

# 「レジ袋有料化義務化」に伴う小売店及び市民へ の啓発業務 募集要項

## ＜募集期間＞

令和２年４月１日（水）～令和２年４月１５日（水）

### 受付及び問合せ先

京都市 環境政策局 循環型社会推進部

ごみ減量推進課 減量企画担当，事業ごみ減量企画担当

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下る一之船入町３８４番地

ヤサカ河原町ビル８階

TEL：０７５－２１３－４９３０ FAX：０７５－２１３－０４５３

## 1 企画提案の手順

企画提案においては、以下の書類を期日までに提出するものとする。

- (1) 参加意思確認書（提出期日：令和2年4月8日（水）午後5時まで）
    - ・ 質問期限 （令和2年4月9日（木）午後5時まで）
    - ・ 回答期限 （令和2年4月13日（月）午後5時まで）
  - (2) 企画提案書
  - (3) 見積書
  - (4) 業務実績一覧表
- } （提出期日：令和2年4月15日（水）午後5時まで）

※ プレゼンテーション審査実施日は、令和2年4月17日（金）以降の予定。決まり次第、別途連絡。

※ (2)、(3)、(4)については、正1部、コピー6部の合計7部を提出すること。

※ 提出した書類は、理由のいかんに関わらず返却しない。

## 2 参加資格要件

本募集に応募する資格を有する者は、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であり、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する市内中小企業であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

## 3 提案書類等

### （1）参加意思確認書及び団体の概要

本募集に応募する者は、参加意思確認書（様式1）及び参加団体の概要が分かる書類（例：会社概要等の会社名、所在地、役員、設立年月日、事業内容、資本金、沿革等が分かる書類）を「1 企画提案の手順」で記載する令和2年4月15日（水）午後5時までに、ファックス又は電子メールにて、当課へ提出（印不要。着信を確認すること。）し、後日、有印文書1部を持参又は郵送すること。

### （2）企画提案書

提案内容を記載する様式は特に定めないが、原則としてA4横書きとし、枚数は、表紙を除き10枚以内とする。（図表やポスターイメージ等について別サイズの用紙を用いることは可）。委託業務の内容は、別紙仕様書のとおりとし、本業務の実施体制について記載すること。

### (3) 見積書

企画提案書に記載する内容を踏まえて、本件業務に係る見積書とその内訳（様式不問）を1通提出すること。

なお、本件業務に係る全体経費については、4, 106千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限価格とし、提出された見積り金額がこの上限価格を超えている場合は失格とする。

### (4) 業務実績一覧表

過去5年間に於いて受託した類似業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について、業務実績一覧表（様式2）を作成すること。

ただし、提出された実績が同種業務に該当するか疑義がある場合は、当該受託希望者に確認の上、本市が判断する。

### (5) 提出期日

企画提案書、見積書、業務実績一覧表については、令和2年4月15日（水）午後5時までに持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

### (6) 提出先

〒604-0924

京都市中京区河原町二条下る一之船入町 384 番地 ヤサカ河原町ビル 8 階

京都市環境政策局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課 減量企画担当

TEL：075-213-4930 FAX：075-213-0453

電子メール：gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

### (7) 費用負担

提案に要する費用については、すべて提案者の負担とする。

### (8) 募集要項、仕様書、企画提案書等に関する質問期限及び回答

本要項及び仕様書に示されていない項目等に対する質問等、提案内容に関する問合せについては、本市担当者宛てにファックス又は電子メールで問合せのあったものに対し、全ての回答を取りまとめ、京都市ホームページ（「京都市情報館」の「入札・公募型プロポーザル情報」における「環境政策局」のページ）に掲載する。

なお、電話での質問や他の参加者に関する質問など提案内容に関する事項以外の問合せには応じない。

#### ア 質問期限

令和2年4月9日（木）午後5時必着

※ 質問期限以降の質問は受け付けしない。

#### イ 質問方法

様式は自由とし、本市担当者宛てにファックス又は電子メールで問い合わせること。

※ 電話での質問には応じない。

#### ウ 回答方法

令和2年4月13日（月）午後5時までに、京都市情報館の「市政情報」＞「入札・契約」＞「入札・公募型プロポーザル情報」＞「環境政策局」のページに掲載する【URL】

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

## 4 プロポーザルの手続の概要

応募された提案については、以下のとおり審査を行い、受託候補者を選定する。

### （１）プレゼンテーション審査

提案資料について、ヒアリング審査を実施し、最も優秀な提案を選定する。

（日時、場所については別途連絡する。）

※ なお、応募多数の場合は、提案書による一次審査（書面審査）を行い、優秀と認められる上位5者を選定する。

### （２）審査委員会

審査委員会は以下の委員で構成する。

- ・循環型社会推進部長
- ・環境企画部 環境総務課 計画調整担当課長
- ・循環型社会推進部 ごみ減量推進課長
- ・循環型社会推進部 ごみ減量推進課 調査係長
- ・循環型社会推進部 ごみ減量推進課 減量企画係長

### （３）審査基準

書類審査及びプレゼンテーション審査により、以下のアからカの6項目について、それぞれに記載する視点に基づき審査する。なお、審査項目アからウ審査の視点は、本項の最後に記載するとおりとする。プレゼンテーション審査は、10分程度の発表の後、質疑応答を行う。

ア レジ袋有料化義務化の周知チラシイメージ案の作成【20点】

イ 効果的な全小売店（特に個人商店）への周知の実施【10点】

ウ 市民向け啓発の企画案【30点】

エ 運営体制【15点】

オ 見積り金額【10点】

10点×（受託希望者中の最低見積額）／（各受託希望者の見積額）

※ ただし、小数点以下は切り捨てる。

カ 実績【15点】

受託するに相応しい経験、熟練度があるか。

●合計点【100点】

## ■ 審査の視点

- ・ 創意工夫や独創性があるか。人の関心を喚起するような工夫や魅力を発信できる内容であるか。また、ユニークでインパクトのある取組を特に高く評価する。
- ・ なお、項目イ、ウについては、提案する取組の数が多いほど高く評価する。

### （４）受託候補者の選定

審査委員会委員が、上記の各項目について、審査基準に基づき採点を行い、その合計点が６割以上で、最も高い評価を得た事業者を受託候補者として選定する。なお、評価が同等の場合は、見積金額が最も低い事業者を選定する。見積金額も同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

また、応募者が１者であった場合については、採点結果が一定点数以上（合計点が６割以上）であり、かつ選定委員会において本業務の受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として決定する。

受託候補者が本市の示す「プロポーザル参加資格」を満たしていない、必須項目への記載がない及び上限価格を超過している場合については受託候補者とししない。

### （５）審査結果通知

審査結果について、審査終了後、参加者全員に対して、書面によって速やかに通知する。

通知内容に疑義のある申請者が理由の説明を求める場合は、審査結果の書面通知が届いてから１週間以内に、書面をもって、京都市環境政策局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課まで提出すること。

### （６）受託候補者との協議及び契約の締結

受託候補者の提案書を基に、受託候補者と協議のうえで本市が契約書及び仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かったものの順に協議を行い、契約相手方を決定する。

ア 協議が不調に終わった場合

イ 受託候補者が、提案書提出の日から契約締結日までの間に京都市競争入札取扱要綱第２９条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合

ウ その他やむをえない事情で契約に至らなかった場合

## ５ 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

### （１）契約金額

見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をもって契約金額

とする。なお、契約保証金については不要とする。

## (2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき決定する。ただし、企画提案内容は実現を約束したものと見なす。

## (3) 契約期間

契約締結日から令和2年8月31日（月）まで

## (4) その他

ア 受託者は、原則、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。  
しかしながら、本市が承認した限りはこの限りではない。

なお、再委託を想定する場合は、提案書に再委託先及び再委託内容を記載することとし、受託者は、再委託先との連絡調整、統括について責任を持って行うこととする。

イ この要項に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要項の解釈に関する事項については、別途、京都市 環境政策局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課が指示するところによるものとする。

## 6 スケジュール（予定）

| 内容          | 期日等                    |
|-------------|------------------------|
| 募集の公告       | 令和2年4月1日（水）            |
| 参加意思確認書提出期限 | 令和2年4月8日（水）午後5時まで      |
| 依頼内容等質問受付期限 | 令和2年4月9日（木）午後5時まで      |
| 質問回答        | 令和2年4月13日（月）午後5時まで     |
| 企画提案書提出期日   | 令和2年4月15日（水）午後5時まで     |
| プレゼンテーション審査 | 令和2年4月17日（金）以降を予定※別途連絡 |
| 審査の結果通知     | 令和2年4月21日（火）以降を予定      |
| 業務委託契約      | 令和2年4月21日（火）以降         |
| 履行期限        | 令和2年8月31日（月）           |